

藤井寺市都市計画マスタープラン改定等支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 背景・目的

平成29年3月に改定した現行の都市計画マスタープラン（以下「都市マス」という。）は令和8年度を目標年次としている。一方、藤井寺市総合計画など上位関連計画が改定されること、都市計画道路八尾富田林線が令和8年度完工予定で広域交通条件の大きな変化に対応が必要なこと、近年の社会経済状況の変化や地域のまちづくりの変化等に対応していく必要があることなどを踏まえ、2年前倒しにて都市マスの改定を行う。併せて、都市計画道路の整備進捗を踏まえた都市計画的対応（市街化区域編入、用途地域指定等）について必要な調査・検討を行う。都市計画マスタープランの改定等支援業務を委託するにあたり、価格のみでなく事業者の専門性、地域精通度、技術力、企画力、創造性等を総合的に判断し、最適な事業者と契約する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものである。

2. 委託業務概要

- (1) 業務名 藤井寺市都市計画マスタープラン改定等支援業務委託
- (2) 内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
(令和5年度～令和6年度2か年継続事業とする)

3. 提案上限額

24,783,000円（消費税及び地方消費税を含む）

年度ごとの支払上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）は以下のとおりとする。

令和5年度 12,309,000円

令和6年度 12,474,000円（債務負担行為）

4. 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格要件

実績を証する書類のコピーについては、参加申込書または技術提案書提出時に添付すること。

- (1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。
 - ア. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
 - イ. 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法に基づく再生手続開

- 始の申し立て又は、商法に基づく会社整理の申し立てがなされていないこと。
- ウ. 藤井寺市暴力団排除条例（平成 25 年藤井寺市条例第 28 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
 - エ. 過去 10 年間に於いて、地方公共団体の発注に係る都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく『市町村マスタープラン』の業務委託の元請として業務完了の実績を有すること。
 - オ. 予定管理技術者については、技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）の資格を有する者かつ、技術士として前号エの実績を有すること。
 - カ. 予定担当技術者の内、主たる担当技術者 1 名については、技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）の資格を有する者かつ、技術士として前号エの実績を有すること。
 - キ. 藤井寺市の令和 5，6 年度競争入札参加有資格者台帳入札参加資格者名簿に「都市計画及び地方計画」で第一希望業種細目の登録があること。

6. スケジュール

- (1) 実施要領公表・募集開始・・・・・・・・・・令和 5 年 7 月 14 日（金）
- (2) 質問の受付締切・・・・・・・・・・令和 5 年 7 月 20 日（木）
- (3) 質問に対する最終回答・・・・・・・・・・令和 5 年 7 月 25 日（火）
- (4) 参加申込書提出期限・・・・・・・・・・令和 5 年 7 月 28 日（金）
- (5) 資格確認結果および企画提案要請書の通知・令和 5 年 7 月 31 日（月）
- (6) 企画提案書等各書類提出期限・・・・・・・・・・令和 5 年 8 月 10 日（木）
- (7) ヒアリング審査（プレゼンテーション）・・令和 5 年 8 月 23 日（水）
- (8) 最終審査結果の通知・・・・・・・・・・ヒアリング審査後 1 週間以内
- (9) 契約締結・・・・・・・・・・令和 5 年 8 月下旬（予定）

7. 質問書の提出

- (1) 提出期限 令和 5 年 7 月 20 日（木）午後 5 時
- (2) 提出書類 公募内容に関する質問書【様式 8】
- (3) 提出方法

持参、郵送（提出期限必着）及び電子メールでの提出可。ただし、電子メールの場合は事務局まで送信した旨の電話連絡を行うこと。なお、送信先アドレスは下記「15. 提出・問い合わせ先」に記載のとおり。

8. 質問への回答

- (1) 回答期限 令和5年7月25日（火）午後5時
- (2) 回答方法 市公式ホームページ上で回答を掲載する。なお、この回答は本業務に係る仕様の一部とみなす。

9. 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望するものは、下記書類を添えて提出すること。なお期限までに参加申込書の提出がないものからの提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和5年7月28日（金） 午後5時

(2) 提出書類と提出部数

ア. 参加申込書【様式1】 1部

イ. 会社概要書【様式2】 1部 ※会社パンフレットを添付すること。

ウ. 業務実績調書【様式3】 1部

- ・会社の実績として、過去10年間に履行した都市計画マスタープラン策定（改定を含む）業務について記載すること。

- ・業務の概要は、業務内容を明確に記載すること。

- ・契約年度が新しいものから順に記載すること。

エ. 配置予定技術者一覧【様式4】 1部

オ. 予定管理技術者の経歴等【様式5】 1部

カ. 主たる予定担当技術者の経歴等【様式6】 1部

キ. 様式3、様式5、様式6に記載した実績等を証する書類の写し 1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）、電子メール・FAX不可。

10. 資格確認結果および企画提案要請書の通知

資格確認の結果は、令和5年7月31日（月）までに本市から応募者に電話及びメールで通知する。また、資格が確認された場合は併せて企画提案要請を行う。

11. 企画提案書等各種書類の提出

(1) 提出期限

令和5年8月10日（木）午後5時

(2) 提出書類と提出部数

ア. 企画提案書表紙【様式9】 正本1部、副本5部

イ. 提案書【任意様式】 正本1部、副本5部

ウ. 参考見積書【様式10】 正本1部、副本5部

(3) 提案書の作成要領について

提出資料名	作成要件
ア. 企画提案書表紙【様式6】	・必要事項を記入のうえ、社印及び代表者印を捺印すること。
オ. 提案書【任意様式】	ア) 業務実施方針 イ) 業務工程計画 ウ) 以下に示すテーマについての技術提案 ■テーマ1 圏域における本市の位置付け、地域特性等を踏まえたうえで、計画改定において重要と考えられる都市づくりの視点 ■テーマ2 用途地域等変更支援において、住民意向を把握した地区将来像の検討 ※日本工業規格A4版横書き（縦置き・横置きを問わず）とする。
カ. 参考見積書【様式9】	・指定の様式に基づき消費税込みで作成すること。 ・参考見積書の根拠となる見積の内訳を記載した見積書（事業者任意様式）を1部添付すること。提案書には綴らない。

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）、電子メール・FAX不可。

(5) 提出にあたっての留意事項

提出資料は、上記部数を印刷・製本（簡易的なもので可）して提出し、CD-R等の媒体にて電子データでも提出すること。電子データのデータ形式については、当市職員が当市で利用しているソフトウェアで内容を閲覧できる形式であれば、その形式を問わない。副本については、提案者を特定することができる内容の記述（社名等）を記述しないこと。

(6) 参加を辞退する場合

企画提案要請をされた応募者が、以降の参加を辞退する場合は、企画提案書受付の締切日までに参加辞退届【様式7】を持参または郵送で提出すること。

12. 審査、評価及び選定

提出された書類の審査は、「藤井寺市都市計画マスタープラン改定等支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式事業者選考委員会」が行い、書類審査及びヒアリング審査を実施する。

(1) 書類審査

参加申込書等を元に、応募者の企画提案書、業務実績、見積額等について評価する。

(2) ヒアリング審査

提出した企画提案書についてヒアリングを実施し評価する。当市が要求した場合を除き追加資料の配布を禁ずる。

ア. 実施日 令和5年8月23日（水）

※時間・会場等の詳細については、別途通知する。

イ. 場所 藤井寺市役所

ウ. 時間配分 1候補者あたり45分程度

・準備 5分以内

・プレゼンテーション 20分以内

・質疑応答 15分程度

・後片付け 5分以内

※所要時間は予定であり、参加者の状況等により時間を変更する場合があります。

エ. 出席者 3人以内（管理技術者の出席は必須とする。）

オ. 内容 提案書に記載された内容に限る。

カ. その他 プロジェクターとスクリーンは藤井寺市役所で用意するが、その他必要な機器等は参加者にて用意すること。質疑応答時間については、委員からの質問が多い場合、延長する場合がある。

(3) 審査要領

ア. 審査は「審査基準」に基づき、「評価項目」に示す評価の着眼点および評点に沿って行い、総合的に評価する。最も優れた提案を行った者を契約候補者とし、次点の提案を行った者を次点契約候補者に決定する。

イ. 参加者が1者の場合は、本市が定める基準を満たした提案内容であれば、契約候補者として選定することができるものとする。

ウ. 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

(4) 審査基準

別紙評価基準表のとおり

(5) 審査結果の通知

審査結果は、提案者それぞれに文書で通知する。

1 3. 契約の締結

契約候補者として選定した者と藤井寺市が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

1 4. その他留意事項

- ア. 提案書の作成等、プロポーザル参加に要した費用はすべて参加者の負担とする。
- イ. いかなる場合でも、提案書等の提出書類・質問書の返却は行わないものとする。
- ウ. 本提案に対する、個別のヒアリング及び説明対応は受付けないものとする。
- エ. 記入した配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。
- オ. 提出期限以降の書類の差換え及び再提出は認めないものとする。
- カ. 提出書類や提案書の内容に虚偽の記入があった場合は、プロポーザルに参加できないものとする。また、選定後に見つかった場合は、契約を解除するとともに、指名停止の措置を行う場合がある。
- キ. 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。
- ク. 共同企業体による本プロポーザルへの参加は受付けない。
- ケ. 提出された提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で、参加者の承諾なく無断で使用することはない。
- コ. 本事業遂行に当たり、再委託は原則として認めない。ただし、事前に本市に届出を行い、本市の承認を得た場合に限り認める。
- サ. 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

1 5. 提出・問い合わせ先

藤井寺市役所 都市整備部都市計画課 担当 犬塚

住 所 〒583-8583 大阪府藤井寺市岡 1-1-1

T E l 072-939-1214 (内線 4112)

F A X 072-952-9504

E-mail tokei@city.fujiidera.lg.jp

評価基準表

評価項目		評価の視点	配点
業務遂行能力	予定技術者	本業務の円滑な遂行のための必要となる資格を保有する技術者が複数名予定されているか。【RCCM(都市計画及び地方計画)又は認定都市プランナー】(管理技術者含む人数)	10
	予定管理技術者	過去10年間における、都市計画マスタープラン策定等業務の実績	5
	主たる予定担当技術者	過去10年間における、都市計画マスタープラン策定等業務の実績	5
	実施方針と工程計画	工程計画等の妥当性を評価	10
企画提案能力	■テーマ1 【圏域における本市の位置付け、地域特性等を踏まえたうえで、計画改定において重要と考えられる都市づくりの視点】	創意工夫や独自性、積極性等が盛り込まれた提案内容であるか	25
		要点がわかりやすく簡潔にまとめられた書類になっているか	5
	■テーマ2 【用途地域等変更支援において効果的な住民意向調査手法と、独自性や創意工夫を發揮した地区将来像の検討】	創意工夫や独自性、積極性等が盛り込まれた提案内容であるか	25
		要点がわかりやすく簡潔にまとめられた書類になっているか	5
提案説明能力	プレゼンテーション	企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容全般にわたり内容が的確で説得力があるか。また、質問に対する応答が的確か	5
見積書		見積金額が妥当な額か。提案内容との整合性が取れているか	5
企画提案書の審査の合計			100